

特定非営利活動法人海野人権基金助成等運用規則

2012年9月26日総会決定

第1条 この規則は、定款第21条(13)に基づき、資金助成の公正を期するための運用手続きを定める。

第2条 この法人が、定款第5条(1)(2)が定める資金助成等の事業、及び、同条(3)が定める啓発・研修教育の事業を行う場合は、個人もしくは団体からの資金助成等の求めを受け、この法人が定める事業計画、会計収支予算を勘案し、理事会でこれを決する。

第3条 この法人に対し、資金助成等を求める個人もしくは団体は、次の事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、この法人宛に提出しなければならない。

- ① 資金助成等を求める個人もしくは団体の名称・所在地、団体である場合は代表者の氏名
- ② 定款第5条(1)が定める事業もしくは同(2)が定める事業の別
- ③ 法人に求める内容（資金助成あるいはその他の支援の内容）
- ④ 計画している活動の内容
- ⑤ 計画している活動の予算計画
- ⑥ 助成希望額もしくは求める支援の内容
- ⑦ 定款第5条(3)が定める協働、連携に関する意見

第4条 理事会は、資金助成等の決定に際しては、前条②の区分にしたがい、定款第5条(1)の事業の場合は社団法人自由人権協会の、同条(2)の事業の場合は、社団法人自由人権協会内の「予防接種被害救済基金」運営委員会の意見を聞くものとする。

以上